



森林・山村多面的機能発揮 対策交付金のご紹介

詳しくは

申込方法は？

申込を希望する場合は、まず最寄りの市役所・役場へご連絡ください。

※申込時に必要な書類
(県HPからダウンロード可)

- ・採択申請書
- ・活動計画書、図面
- ・協定書
- ・活動組織の規約
- ・採択決定前着手届



(早期に活動を実施したい場合のみ) 等

詳細の確認や内容の相談については下記までご連絡ください。

市町関係	連絡先	市町関係	連絡先
福井市 林業水産課	0776-20-5430	南越前町 農林水産課	0778-47-8001
永平寺町 農林課	0776-61-3947	越前町 農林水産課	0778-34-8704
あわら市 経済産業部 農林水産課	0776-73-8026	敦賀市 産業経済部 農林水産振興課	0770-22-8130
坂井市 産業政策部 林業水産振興課	0776-50-3154	美浜町 産業振興課	0770-32-6706
大野市 地域経済部 農業林業振興課	0779-66-1111	若狭町 産業振興課	0770-45-9102
勝山市 農林課	0779-88-8121	小浜市 里山里海課	0770-64-6024
越前市 農林整備課	0778-22-3008	高浜町 産業振興課	0770-72-7705
鯖江市 土木課	0778-53-2235	おおい町 農林水産課	0770-77-4055
池田町 木望の森づくり課	0778-44-8002		

県関係等	連絡先	県関係等	連絡先
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	0776-21-8213	嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	0770-56-2218
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	0776-81-3223	嶺南振興局二州農林部 林業水産課	0770-22-0291
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	0779-65-1492	森づくり課 森林活用グループ	0776-20-0443
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	0778-23-4961	福井県森林・山村多面的機能 発揮対策地域協議会 (事務局：山林協会)	0776-23-3753

地域住民等が森林所有者と協力して、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対し、国・県・市町が支援します。

支援対象となる活動内容例

メインメニュー

【地域環境保全タイプ】



里山林景観の維持

侵入竹の
伐採・除去



【森林資源利用タイプ】



集落周辺広葉樹の
伐採・搬出
きのこ原木として
の利用

薪の生産・活用



サイドメニュー (メインメニューと組み合わせて実施)

【森林機能強化タイプ】



路網の開設・補修



鳥獣害柵の設置

【関係人口創出・維持タイプ】



地域外関係者との調整



活動の安全対策などの
環境整備

【資機材の購入・設置】



チェーンソー
刈り払い機 等



薪割り機
薪棚
薪ストーブ 等

森林・山村多面的機能発揮対策事業について

●事業対象者、対象森林、活動区域等

項目	内容
事業対象者	地域住民、森林所有者、自治会等地域の実情に応じた、3名以上の者で構成された活動組織。 なお、活動組織としての規約の作成や経理区分が必要。
対象森林	活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林でかつ、活動組織と森林所有者とで利用協定を締結している森林。
活動区域	原則として活動組織は、対象森林と同一都道府県内にあること。
活動計画書	活動組織名、所在地、取組の背景および概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容、計画図、活動結果測定のためのモニタリング調査方法、安全講習の名称、持続性向上に向けた取組、委託内容等を記載した計画書の作成が必要。

●対象活動と支援単価

種類	活動内容	写真	助成単価	タイプ別交付金使途	助成単価で計上	備考
①活動推進費	現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等		15万円		・人件費 ・燃油代 ・傷害保険 ・賃借料	・初年度のみ 
②-1 地域環境保全 タイプ (里山林保全 活動)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、機械の取扱講習、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等		【1年目】 16万円/ha 【2年目】 15.3万円/ha 【3年目】 14.6万円/ha	・刈払機 ・チェーンソー ・丸鋸 ・ウインチ ・軽架線 ・わな ・苗木 ・電気柵、土留め柵等構築物の資材	・ヘルメット ・手袋 ・安全靴 ・なた	・0.1ha以上が対象。 (小数点2位以下は切り捨て) ・同一年度に同一箇所異なるタイプの支援は受けられない。
②-2 地域環境保全 タイプ (侵入竹林除去 ・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等		【1年目】 38万円/ha 【2年目】 35.3万円/ha 【3年目】 32.6万円/ha	・林内作業車※ ・あずまや (休憩や作業を実施する簡易建屋) ・資機材保管庫 ・チップパー	・のこぎり ・防護服 ・事務用品等の消耗品	・森林整備の作業等について、地域の森林組合等へ委託も可能。 
③森林資源 利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等		【1年目】 16万円/ha 【2年目】 15.3万円/ha 【3年目】 14.6万円/ha	・移動式の簡易なトイレ ・携帯型GPS機器 ・設置費等 ・チップパー ・苗木 ・薪割機※ ・薪ストーブ※ ・炭焼き小屋※ ・薪かまセット ・薪棚		・1m以上が対象。 (小数点以下は切り捨て) ・活動計画期間(3ヶ年)内に②または③を実施する必要がある。 ・②または③による活動が計画されている森林に到達するために必要となる歩道等にも活用できる。
④森林機能 強化タイプ	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、およびこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り		1千円/m	 ・電気柵等構築物の資材		
⑤関係人口 創出・維持 タイプ	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入れのための環境整備、これからの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等		6.6万円	・移動式トイレ(賃借)	※上記費用のうち地域外関係者にかかる費用分が対象	・地域外関係者は活動箇所以外の市町に居住する者 ・地域外関係者の参加者数は10名以上

※一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円とする。

※見回りのみの活動では支援対象となりません。他の活動と一緒に取り組んでください。

※食料費は支援の対象となりません。

※種類①、④、⑤は、②または③と組み合わせて実施する必要があります。

※種類②、③の活動については活動計画書を策定した3年間で年ごとに単価が変更します。

⑥資機材の購入・設置

種類①～⑤の実施に必要な機材、資材および施設の購入・設置・賃借(賃借は種類⑤に限る)

助成単価：必要額の1/2
(下記の※については1/3以内)

留意事項
・汎用性のある物品等は対象外。

